

つがる西北五広域連合病院事業職員の懲戒の手續及び処分に関する規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 10 号

改正 平成 24 年 7 月 11 日

病院事業管理規程 第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 懲戒審査委員会（第 2 条 - 第 9 条）

第 3 章 自動車事故等に係る懲戒処分（第 10 条 - 第 16 条）

第 4 章 職務義務違反等に係る懲戒処分（第 17 条 - 第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が任用した職員（以下「職員」という。）の懲戒事案に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 懲戒審査委員会

（委員会の設置）

第 2 条 職員の懲戒処分（以下「処分」という。）について、公正な取扱いを期するため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第 3 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、つがる西北五広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 24 年つがる西北五広域連合条例第 7 号）に定める処分について審査し、その結果を答申するものとする。

（委員会の組織）

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は病院運営局長とする。

3 委員は次に掲げる職員をもって充てる。

（1）病院運営部長、病院運営部次長、事務部長及び事務長

（2）その他管理者が必要と認める者

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員のうちから管理者が指名する者がその職務を行う。

（平成 24 病院事業管理規程 28 ・一部改正）

（会議）

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己又はその 3 親等以内の親族に関する議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

5 委員会は、その審査において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は審査に必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議の出席者は、当該会議により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、事案の審査に際し、当該処分の対象となる職員から意見を聴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合にはこの限りでない。

(1) 当該職員が弁明を拒否したとき。

(2) 当該職員を審査会に出席させることができないと認められる相当の事由があるとき。

(答申)

第7条 委員会は、事案の審査の結果、当該処分についての結論を得たときは、速やかに管理者に対して答申書を提出しなければならない。

2 前項の答申書には、次に掲げる項目を記載しなければならない。

(1) 処分案の内容

(2) 当該処分案を相当であるとした理由

(3) 委員の意見

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者の判断に際し必要と認められる事項

(処分の決定)

第8条 管理者は、委員会の作成した答申書の内容を勘案し、最終的に処分を決定するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院運営部人事管理係がこれを行う。

第3章 自動車事故等に係る懲戒処分

(自動車事故等に係る処分)

第10条 本章は、職員の自動車の運転による事故又は道路交通法(昭和35年法律第105号。以下本章において「法」という。)違反(以下本章において「自動車事故等」という。)に係る処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第11条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車事故 法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の運転中における人の死傷又は物の損壊をいう。

(2) 重大な義務違反 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2の1の表に定める点数が6点以上である違反行為をいう。

(3) 義務違反 自動車の運転中における法の規定の違反行為(ただし、前号に規定する重大な義務違反を除く。)をいう。

(自動車事故等の報告等)

第12条 職員は、前条各号に掲げる自動車事故等をした場合又は自動車の運転中に自動車事故の被害者となった場合(以下「自動車事故等をした場合」という。)は、速やかに所属の長に口頭により報告し、3日以内に自動車事故等申告書(様式第1号)を所属の長に提出しなければならない。

2 所属の長は、自動車事故等申告書を受領したときは、事情聴取し、副申欄に意見等必要事項を記載の上、自動車事故等報告書(様式第2号)にてん末書を付して、1週間以内に人事担当課長(課長を置かない病院にあっては人事を担当する部署の長。以下「人事担当課長等」という。)を経由し、病院運営部次長に報告しなければならない。

- 3 公用車による自動車事故の場合は、職員は第1項に規定する報告等のほか、職員の公用車運転による事故報告書を速やかに管財担当課長（課長を置かない病院にあっては管財を担当する部署の長。以下「管財担当課長等」という。）に提出しなければならない。
- 4 職員が公務従事中に自動車事故等をした場合は、前3項の報告等に先だてて所属の長は、口頭によりその概要を人事担当課長等及び管財担当課長等に報告しなければならない。ただし、公務従事中に私用車による自動車事故等をした場合は、管財担当課長等への報告は要しない。
- 5 第1項の規定による口頭の報告及び申告書の提出を正当な理由なく怠った職員については、当該報告及び提出を怠ったことについても処分量定の際の加重理由として反映させるものとする。

（平成24病院事業管理規程28・一部改正）

（自動車事故等の事情聴取等）

第13条 病院運営部次長は、自動車事故等報告書を受理したとき又は自らこれに該当する事件を知ったときは、速やかに事情聴取を行い、自動車事故等調査報告書（様式第3号）を作成して管理者に提出するとともに、処理てん末記録（様式第4号）により事件の処理及び事務の管理に当たらなければならない。

（平成24病院事業管理規程28・一部改正）

（自動車事故等に係る処分の手続）

第14条 病院運営部次長は、自動車事故等に係る事実関係が確定したときは、速やかに処分についての手続を開始しなければならない。

（平成24病院事業管理規程28・一部改正）

（自動車事故等に係る処分の基準）

第15条 自動車事故等に係る懲戒処分等の基準は、別表第1のとおりとする。

（自動車事故等に係る処分の量定）

第16条 自動車事故等に係る処分の量定は、自動車事故等の具体的事情に応じ、次に掲げる事由を勘案して加重し、又は軽減するものとする。

（1）加重理由

- ア 法第62条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した場合
- イ 法第72条（交通事故の場合の措置）の規定に違反した場合
- ウ 2以上の重大な義務違反を犯した場合
- エ 3以上の義務違反を犯した場合
- オ 過去3年以内の期間において、自動車事故等により処分を受けたことがある場合
- カ 広域連合病院事業に与えた損害が著しく大きい場合
- キ 第12条第1項の規定に違反した場合
- ク アからキまでに掲げるもののほか、特別な事情がある場合

（2）軽減理由

- ア 自動車事故について相手方に過失があると認められる場合
- イ 自動車の運転を主たる職務としない職員が所属の長の命を受けて運転に従事した場合
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、特別な事情がある場合

第4章 職務義務違反等に係る処分

（職務義務違反等に係る懲戒処分）

第17条 本章は、職員が職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為のあった場合（前章に規定する自動車事故等に係る処分を除く。以下本章において「職務義務違反等」という。）に係る処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 18 条 この規程において「職務義務違反等」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下本章において「法」という。）第 30 条（サービスの根本基準）、法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、法第 33 条（信用失墜行為の禁止）、法第 34 条（秘密を守る義務）、法第 35 条（職務に専念する義務）、法第 36 条（政治的行為の制限）、法第 37 条（争議行為等の禁止）及び法第 38 条（営利企業等の従事制限）の規定の違反をいう。

(職務義務違反等の報告等)

第 19 条 所属の長は、職員が職務義務違反等をした場合又は職務義務違反等をした疑いがある場合は、速やかに事実関係を確認し、人事担当課長等に口頭により報告し、職務義務違反等における事実関係が確定した場合は、職員に対し、職務義務違反等申告書（様式第 5 号）を提出するよう勧告しなければならない。

2 前項の職務義務違反等をした疑いのある場合とは、所属の長が当該職務義務違反のがい然性が高いと判断できる客観的な理由があり、明らかに職員の職務義務違反等が認められる場合をいう。

3 所属の長は、職務義務違反等申告書を受領したときは、事情聴取の上、職務義務違反等報告書（様式第 6 号）を作成し、てん末書を付して速やかに人事担当課長等を経由し、病院運営部次長に報告しなければならない。

(平成 24 病院事業管理規程 28・一部改正)

(職務義務違反等の事情聴取等)

第 20 条 病院運営部次長は、職務義務違反等報告書を受領したとき又は自らこれに該当する事件を知ったときは、速やかに事情聴取を行い、職務義務違反等調査報告書（様式第 7 号）を作成して管理者に提出するとともに、処理てん末記録（様式第 8 号）により事件の処理及び事務の管理に当たらなければならない。

(平成 24 病院事業管理規程 28・一部改正)

(職務義務違反等に係る懲戒処分の手続)

第 21 条 病院運営部次長は、職務義務違反等に係る事実関係が確定したときは、速やかに処分についての手続を開始しなければならない。

(職務義務違反等に係る懲戒処分の基準)

第 22 条 職務義務違反等に係る処分の基準は、別表第 2 のとおりとする。

(職務義務違反等に係る処分の量定)

第 23 条 職務義務違反等に係る処分の量定の基準は、国の処分の指針によるものとする。ただし、当該指針は、代表的な事例（以下この章において「標準例」という。）について標準的な処分量定を掲げたものであるため、量定の決定に当たっては次に掲げる基本事項を勘案し、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもできるものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果（セクシュアル・ハラスメントについては、具体的な行為の態様、悪質性及び結果）

(2) 故意又は過失の度合いの程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

2 処分の量定に当たっては、前項に定めるほか、適宜、職員の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

- 3 前条の処分基準以外の非違行為についても、処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

自動車事故等に係る処分等基準表

処分等の区分 交通違反行為の種類		交通違反行為	交通事故							
			責任の程度が軽いとき			責任の程度が重いとき			あて逃げ・ひき逃げ等	
			軽傷事故 建造物損壊事故	重傷事故	死亡事故	軽傷事故 建造物損壊事故	重傷事故	死亡事故	物損事故	人身事故
重大な義務違反	・ 酒酔い運転 ・ 飲酒検査拒否 ・ 麻薬等運転 ・ 無免許運転 ・ 共同危険行為等禁止違反	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職
	・ 酒気帯び運転（0.25mg 以上）	停職 3 ～ 6 月	停職 4 ～ 6 月	停職 6 月又は免職	免職	停職 6 月又は免職	免職	免職	免職	免職
	（ 1 ）加重の場合	停職 4 ～ 6 月	停職 6 月又は免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職	免職
	・ 酒気帯び運転（0.25mg 未満）	停職 1 ～ 3 月	停職 2 ～ 4 月	停職 3 ～ 5 月	免職	停職 3 ～ 5 月	停職 4 ～ 6 月	免職	免職	免職

	・速度超過（50 km 毎時以上） ・過労運転等 ・大型自動車等無資格運転 ・仮免許運転違反									
	（１）加重の場合	停職 ２～ ４月	停職 ３～ ５月	停職 ４～ ６月	免職	停職 ４～ ５月	停職 ５～ ６月	免職	免職	免職
	・速度超過（30 km 毎時（高速道路は40 km 毎時）以上50 km 毎時未満） ・無車検運行 ・無保険運行	訓告 又は 戒告	減給 １～ ３月	減給 ４～ ６月	免職	減給 ４～ ６月	停職 １～ ３月	免職	停職 ５～ ６月 又は 免職	免職
	（１）加重の場合	減給 １～ ６月	減給 ４～ ６月	停職 １～ ３月	免職	停職 １～ ３月	停職 ４～ ６月	免職	免職	免職
義務違反	・速度超過	注意 又は	訓告 又は	戒告 又は	減給 １～	戒告 又は	減給 １～	停職 ４～	減給 ６月	免職

	(30 k m 毎時 (高速 道路 は 40 k m 毎時) 未満) ・ その 他 の 義 務 違 反	訓告	戒告	減給 1 ～ 3 月	6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	減給 1 ～ 3 月	6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	6 月	又は 停職 4 ～ 6 月	
	(1) 加 重 の 場 合	訓告 又は 戒告	戒告 又は 減給 1 ～ 3 月	減給 1 ～ 6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	停職 4 ～ 6 月	減給 1 ～ 6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	停職 4 ～ 6 月	停職 4 ～ 6 月 又は 免職	停職 4 ～ 6 月 又は 免職	免職
	(2) 軽 減 の 場 合	注意	注意 又は 訓告	訓告 又は 戒告	戒告 又は 減給 1 ～ 3 月	訓告 又は 戒告	戒告 又は 減給 1 ～ 3 月	減給 1 ～ 6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	減給 1 ～ 6 月 又は 停職 1 ～ 3 月	免職
備考	1 交通違反行為の種類は、道路交通法施行令別表第 2 に定めるところによる。 2 「加重の場合」及び「軽減の場合」とは、第 16 条の規定による。 3 表中「責任の程度が軽いとき」とは、その事故が被害者側にも相当具体的に指摘できる交通違反又は不注意があるために起きたと認められる場合をいい、「責任の程度が重いとき」とは、その事故が加害者側の一方的不注意によって起きたと認められる場合をいう。 4 「重傷事故」とは、治療を要する期間（医師の診断）が 45 日以上をいい、「軽傷事故」とは、治療を要する期間（医師の診断）が 45 日未満をいう。ただし、2 週間を超えて治療を要する者が同一事故について 3 人以上ある場合は、重傷事故とみなす。 5 他に被害を及ぼさない自損事故又は物損事故のみの場合は、交通違反行為中その他の義務違反として取扱うこととし、交通事故の加重はしない。 6 飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は飲酒をしながら当該運転者が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした者に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等									

	を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。
--	------------------------

別表第 2（第 22 条関係）

職務義務違反等に係る懲戒処分基準表

非違行為の種類			標準的な懲戒処分
() 一般 服務 違反 関係	1 欠勤	ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合	減給、戒告
		イ 正当な理由なく 10 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合	停職、減給
		ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合	免職、停職
	2 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
	3 休暇の虚偽の申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をし、休暇取得後虚偽が判明した場合	減給、戒告
	4 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給、戒告
	5 職場内秩序びん乱	ア 暴行により職場の秩序を乱した場合	停職、減給
		イ 暴言により職場の秩序を乱した場合	減給、戒告
	6 虚偽報告	ア 真実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給、戒告
		イ 真実をねつ造して虚偽の報告により広域連合病院事業に対し損害を与えた場合	免職、停職
	7 個人情報保護義務違反	個人情報のデータ改ざん等不適切な情報処理等により個人の人格的利益を著しく侵害した場合	減給、戒告
	8 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は広域連合病院事業の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給、戒告
		イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職、停職
	9 秘密漏えい	職務上知ることができた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職、停職
	10 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
	11 兼業の承認等を得る手続を怠ること	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	減給、戒告

	12 セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職、停職
		イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話・ファックス、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	停職、減給
		ウ わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの累積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職
		エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給、戒告
() 公金公用物等取扱関係	1 横領	公金又は公用物を横領した場合	免職
	2 収賄	職務に関しわいろを收受し、又はこれを要求若しくは約束した場合	免職
	3 贈賄	職務に関しわいろを供与し、又はこれを申込み若しくは約束した場合	免職、停職
	4 窃盗	公金又は公用物を窃取した場合	免職
	5 搾取	人を欺いて公金又は公用物を交付させた場合	免職
	6 紛失	公金又は公用物を紛失した場合	戒告
	7 盗難	重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った場合	戒告
	8 公用物損壊	故意に職場において公用物を損壊した場合	減給、戒告
	9 出火・爆発	過失により職場において公用物の出火・爆発を引き起こした場合	戒告
	10 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	減給、戒告
	11 公金公共物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公用物の不適正な処理をした場合	減給、戒告
() 公務外非行関係	1 放火	放火した場合	免職
	2 殺人	人を殺した場合	免職
	3 傷害	人の身体を傷害した場合	停職、減給
	4 暴力行為	暴力行為（人を傷害するに至らないもの）を行った場合	減給、戒告
	5 器物破損	故意に他人の物を損壊した場合	減給、戒告
	6 横領	自己の占有する他人の物（公金及び公用物を除	免職、停職

		く。)を横領した場合	
	7 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職、停職
		イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	8 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職、停職
	9 賭博	ア 賭博をした場合	減給、戒告
		イ 常習として賭博をした場合	停職
	10 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤を所持又は使用した場合	免職
	11 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給、戒告
	12 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職、停職
	13 痴漢行為	痴漢行為をした場合	免職、停職
()監督責任関係	1 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給、戒告
	2 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職、減給

様式第1号（第12条関係）

自動車事故等申告書

年 月 日

つがる西北五広域連合病院事業管理者

施設名 _____
 所 属 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

発 生 日 時		年 月 日 (曜日) 時 分頃	
自動車事故等の別		☐ 事 故 (☐ 人身 ☐ 物損 ☐ 加害 ☐ 被害) ☐ 違 反	
発 生 場 所			
自動車事故等の内容	被 害 者 (加 害 者)	住所 氏名 (歳) ☐ 男 ☐ 女	
	被害の程度	傷害部位 傷 害 名 程 度	
		物の損壊内容と程度	
自動車事故等の内容		☐ 酒気帯び ☐ 無免許 ☐ 無資格 ☐ 速度超過 km / h ☐ その他	状況、発覚の端緒
公 務 と の 関 係		☐ 公務中 ☐ その他	
車 両		☐ 公用車(所属 車種) ☐ 職員自家用車 ☐ その他()	

免 許 取 得	種類 種類 種類	取得 取得 取得	年 年 年	月 月 月	日 日 日	
自動車事故等の 経 歴						
現認者・自動車事 故 等 当 時 の 関 係 者						
自動車事故等当 事者の過失程度						
自 動 車 事 故 等 当時の心身状況						
その他関係事項 過 失 程 度						
所 属 長 の 副 申	(申告の信憑性、その他補足意見など)					
	呈 覧 と 決 裁	院 長				

様式第2号（第12条、第13条関係）

年 月 日提出
年 月 日完結

自動車事故等報告書
(付てん末書)

自動車事故等職員	施設名 所 属 職 名 氏名 印
被 害 者 (加 害 者)	住所 氏名 (歳)
発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
発 生 場 所	

別紙

見 取 図

所 属・職 名		課(室)		係 職氏名	
天 候	☐ 晴れ ☐ 曇り ☐ 雨 ☐ 雪 ☐ 霧 ☐ その他()				
明 暗	☐ 昼間 ☐ 夜間 ☐ 明け方 ☐ 夕方 ☐ その他()				
交通状況	☐ 混雑 ☐ 普通 ☐ 閑散 ☐ その他()				
道路状況	舗装の有無(☐ 舗装 ☐ 未舗装) 歩道の有無(☐ 有→両側・片側 ☐ 無) 見通しの状況(☐ 良い ☐ 幾分悪い ☐ 悪い) 道路の状況(☐ 直線 ☐ カーブ ☐ 平坦 ☐ 坂 ☐ 積雪 ☐ 凍結)				
信号機又は標識	信号機の有無(☐ 有 ☐ 無) 駐車禁止の有無(☐ 有 ☐ 無) 他車の駐車有無(☐ 有→台 ☐ 無) 停車禁止の有無(☐ 有 ☐ 無) 他車の停車有無(☐ 有→台 ☐ 無)				
速 度	職員車両 km/h(制限速度 km/h) 相手方車両 km/h(制限速度 km/h)				
《事故発生状況略図(道路幅をメートルで記入してください。)》					
自 車 ▲ 相 手 車 □ 進 行 方 向 ↑ 信 号 ... 一 時 停 止 Y 人 間 + 自 転 車 † オートバイ ↑					
《上記図の説明》					

様式第3号（第13条関係）

起案 年 月 日	管 理 者					
決裁 年 月 日						

自 動 車 事 故 等 調 査 報 告 書

施設名 _____
 所 属 _____
 調査員 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

調 査 項 目	調 査 方 法	調 査 結 果	立 証 方 法
自 動 車 事 故 等 職 員		所 属	
		職氏名	
被 害 者		住 所	
		氏 名	
		(その他)	
被 害 内 容 (程度等)			
発 生 日 時		年 月 日 午前 時 分頃 午後	
発 生 場 所			
公 務 と の 関 係			

原因・発生状況			
発生後の処理			
職員の過失 (有無・程度)			
被害者の過失(有 無・程度)			
過失相殺 の可能性			

様式第4号（第13条関係）

処 理 て ん 末 記 録

自動車事故等職員所属・職氏名	施設名 所 属 課(室) 係 職氏名
被害者住所・氏名	住 所 氏 名
自動車事故等発生日時及び内容	(発生日時) 年 午前 時 分頃 月 日 午後 (内 容)
自動車事故等に係る進行状況	・事故申告書受理 年 月 日 ・事故報告書受理 年 月 日 ・事故証明書受理 年 月 日 ・事故診断書受理 年 月 日 ・調 査 完 了 年 月 日 ・示談交渉開始 年 月 日 ・示談交渉成立(計 回交渉実施) 年 月 日
懲 戒 審 査 委 員 会	第 回 年 月 日
	(確定意見)
懲 戒 処 分 等	・処分年月日 年 月 日 ・処分内容 ・処分理由 ・基準との調整 ・不利益処分不服申立 有(年 月 日) 無

様式第5号(第19条関係)

職務義務違反等申告書

年 月 日

つがる西北五広域連合病院事業管理者

施設名 _____

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ (印)

(職務義務違反等の概要)

- (注) 1 職務義務違反等の記載欄には、違反等の日時(日時が確定している場合はその日時を、確定していない場合はおおよその日時)及び内容等(経過、結果等を含む。)について、詳細に記載すること。
- 2 その他特記事項がある場合も同欄に記載すること。
- 3 参考となる関係書類等がある場合は、添付すること。

様式第 6 号 (第 1 9 条、第 2 0 条関係)

職 務 義 務 違 反 等 報 告 書
(付 てん末書)

(報告者)施設名 _____
所 属 _____ 課(室)
職 名 _____
氏 名 _____ ㊞

職務義務違反等職員	所属 職名	課(室) 氏名	係
(所属長の副申)			

(注) 所属長の副申の記載欄には、職員からの申告内容の信 憑 性等及び特記事項等について、記
載すること。

様式第7号（第20条関係）

起案	年 月 日	管 理 者					
決裁	年 月 日						

職務義務違反等調査報告書

施設名 _____
 所 属 _____
 調査員 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

調 査 項 目	調 査 方 法	調 査 結 果	立 証 方 法
職務義務違反等職員		所 属	
		職氏名	
職務義務違反等の内容			
発 生 日 時		年 月 午前 時 分頃 日 午後	
発 生 場 所			
公 務 と の 関 係			

原因・発生等の状況		(原因・発生及び発生後の処理・対応状況等)	
職員の過失等(有無・程度)		(職員の過失等の程度及び被害の程度等)	
特記事項		(1) 非違行為の動機、態様及び結果(セクシュアル・ハラスメントについては、具体的な行為の態様、悪質性及び結果) (2) 故意又は過失の度合いの程度 (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係 (4) 他の職員及び社会に与える影響 (5) 過去の非違行為の有無 (6) 日ごろの勤務態度等 (7) その他参考事項	

様式第8号（第20条関係）

処 理 て ん 末 記 録

職務義務違反等職員 所 属 ・ 職 氏 名	施設名 所 属 課(室) 係 職氏名
被 害 者 住 所 ・ 氏 名 (被害者がいる場合)	住 所 氏 名
職務義務違反等発生 日 時 及 び 内 容	(事件発生日時) 年 月 日 午前 時 分頃 午後 (内容)
事 件 等 の 進 行 状 況	・ 職務義務違反等申告書受理 年 月 日 ・ 職務義務違反等報告書受理 年 月 日 ・ 傷害診断書受理(傷害等有の場合) 年 月 日 ・ 調 査 完 了 年 月 日 ・ 示 談 交 渉 開 始 年 月 日 ・ 示 談 交 渉 成 立 (計 回交渉実施) 年 月 日
懲 戒 審 査 委 員 会	第 回 年 月 日
	(確定意見)
懲 戒 処 分 等	・ 処分年月日 年 月 日 ・ 処分内容 ・ 処分理由 ・ 基準との調整 ・ 不利益処分不服申立 有(年 月 日) 無

